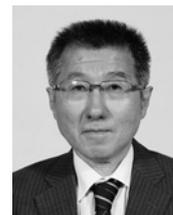


NFT と商標法をめぐる法的問題 —国際動向を踏まえて



経済産業省特許庁総務部知的財産研究官 星野 光秀

要 約

本稿では、NFT と商標法をめぐる法的問題について、リサーチエスチョンズの候補をその研究価値の可能性とともに示した上で、国際動向を踏まえ、検討を行っている。

より具体的には、① NFT 自体が商品として認容され得るか、② NFT はデジタル資産等の所有権を認証するか、③ NFT と画像ファイル等を区別し得るかについて、ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の政策実務・判例・先行研究を参照しつつ、リサーチエスチョンズが現状でどこまで明らかにされているかについて、リサーチエスチョンズ相互の関係を含めた整理を試みている。

その結果、①商品としての認容を否定する見解が、所有権認証を肯定する見解、NFT と画像ファイル等を区別する見解と結びつきやすいこと、②認容を肯定する見解が、所有権認証を否定する見解、NFT と画像ファイル等を区別しない見解と結びつきやすいこと、③①の方がより説得的である可能性を示している。

目次

1. はじめに
2. リサーチエスチョン (1) NFT 自体が商品として認容され得るか
3. リサーチエスチョン (2) NFT はデジタル資産等の所有権を認証するか
4. リサーチエスチョン (3) NFT と画像ファイル等を区別し得るか
5. 全体のまとめ
6. おわりに

1. はじめに

NFT とは、例えば、「[偽造・改ざん不能のデジタルデータ]であり、ブロックチェーン上で、デジタルデータに唯一性を付与して真贋性を担保する機能や、取引履歴を追跡できる機能をする。」と定義されている⁽¹⁾。

本稿では、NFT と商標法を巡る法的問題について、リサーチエスチョンズの候補をその研究価値の可能性とともに示した上で、国際動向を踏まえ、検討を行う。

より具体的には、① NFT 自体が商品として認容され得るか（認容を否定する見解（ニース国際分類（The Nice Classification (NCL)）、EUIPO（European Union Intellectual Property Office）（欧州連合知的財産庁）、UKIPO（United Kingdom Intellectual Property Office）（英国知的財産庁⁽²⁾）、USPTO（United States Patent and Trademark Office）（米国特許商標庁）、JPO（Japan Patent Office）（我が国の特許庁）が政策実務の多数と推察）、② NFT はデジタル資産等の所有権を認証するか（UKIPO が認証を肯定する見解と推察）③ NFT と画像ファイル等を区別し得るか（区別する見解（ニース国際分類、EUIPO、USPTO、JPO 等）が政策実務の多数と推察）について、ニース国際分類、欧州、米国、韓国及び我が国の政策実務・判例・先行研究を参照しつつ、リサーチエスチョンが現状でどこまで明らかにされているかについて、リサーチエスチョンズ相互の関係を含めた整理を試みる。

なお、本稿において、デジタル資産等とは、デジタル資産のみならず、画像ファイル等、underlying asset、reference asset、関係する資産を含む意味で用いている。

2. リサーチクエスト (1) NFT 自体が商品として認容され得るか

2. 1 リサーチクエスト (1) の研究の意義

リサーチクエストとしては、第一に、NFT 自体が商品として認容され得るかが候補となり得る。例えば、我が国においては、商標登録出願に当たっては商標を使用する商品・役務を「指定商品・指定役務」として、区分（商品・役務を一定の基準によってカテゴリー分けしたもの。「類」とも呼ぶ。）に従って、その内容及び範囲が明確に把握できるよう具体的に記載する必要がある⁽³⁾。したがって、NFT に関連する商標出願にあたっては、NFT 自体が商品として認容され得るかは重要な問題となり得るので、この問題について研究を進めることには意義がある可能性がある。

2. 2 認容を否定する見解の例と根拠

この問題について、政策実務の多数（ニース国際分類、EUIPO、UKIPO、USPTO、JPO）は NFT 自体が商品として認容されることを否定する見解をとっているように思われる。例えば、USPTO は、商品又はサービスではない（Not a good or service）としている⁽⁴⁾。その理由を示しているものとしては、例えば、2023 年 4 月に公表された UKIPO の実務変更通知⁽⁵⁾（Practice Amendment Notice）がある。

この実務変更通知は、NFT を商品として認容できない理由として、第一に、「NFT は、バーチャル又はフィジカルな資産の所有権の唯一かつ変更できないデジタルな真正性の証明書としての役割を果たしている（serve as unique and unalterable digital authenticity certificates of ownership for virtual or physical assets）。」ことを挙げている。このような記述があることにより、NFT が商品たる資産の証明書であることが、商品として認容できない理由と解釈できる可能性がある。なお、この理由は、米国における有力な辞書である Merriam-Webster Dictionary の「複製、代替、分割できない固有のデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、（特定のデジタル資産やそれに関連する特定の権利の場合のように）真正性と所有権を証明するために使われる（digital identifier that cannot be copied, substituted, or subdivided, that is recorded in a blockchain, and that is used to certify authenticity and ownership (as of a specific digital asset and specific rights relating to it)）」とする定義と整合的と思われる。

第二に、英国における有力な辞書である Cambridge Dictionary の定義「特定のデジタルアート、音楽、ビデオ等とリンクするデータの唯一の単位（そのタイプとして存在する唯一のもの）であって、売買可能なもの（a unique unit of data (the only one existing of its type) that links to a particular piece of digital art, music, video etc. and that can be bought and sold)」を引用して、「NFT は、NFT が関係する資産（通常はデジタル資産）とほどけない形でリンクしている（inextricably linked to the asset (normally a digital asset) to which it relates）。」ことを挙げている。このような記述があることにより、NFT と関係する資産は切り離すことができないことが、NFT だけを取り出して商品として認容できない理由と解釈できる可能性がある。

第三に、「NFT が関係する資産の指摘がなければ、用語は、本質的にあいまいになる（Without an indication of the asset to which the NFT relates, the term is inherently vague）。」ことを挙げている。このような記述があることにより、NFT は様々な資産と関係し得るので、関係する資産の指摘なしでは、内容が不明確となることが、NFT だけを商品として認容できない理由と解釈できる可能性がある。

2. 3 認容を肯定する見解にたつと思われる例、認容を肯定する見解の根拠

これに対し、NFT 自体が商品として認容されることを肯定する見解をとっているように思われる例は、政策実務担当部局からの直接の引用のもの、登録例の中には見当たらない。政策実務担当部局からの直接の引用ではなく、登録例でもないものとしては、例えば、以下の英国、米国及び韓国の例がある。

英国の例は、UKIPO が今後の認容を確認したとのコンテキストでの「第 9 類 “downloadable software, namely non-fungible tokens used with blockchain technology”（ダウンロード可能なソフトウェア、すなわちブロックチェーン技術で使用する非代替性トークン）」である⁽⁶⁾。この例は、ダウンロード可能なソフトウェア = NFT

としているように思われる。ただし、この例は2022年9月のもので、2.2.で引用した認容を否定する見解の根拠となり得る英国の実務変更通知（2023年4月）以前のもので、かつ、同通知と矛盾するように思われるので、現在のUKIPOの見解とは異なる可能性が高い。実際、認容を否定する見解をとると思われる英国の実務変更通知に挙げられた、今後認容される例は、「第9類 “downloadable software, namely, [list the type of goods], authenticated by non-fungible tokens [NFTs]”（ダウンロード可能なソフトウェア、すなわち、NFTで認証された〔商品のタイプを記載〕）」となっていて、NFT自体を認容するものとはなっていない。

米国の例は、Nike v. StockX事件における原告の商標出願情報「“[d] ownloadable virtual goods, namely computer programs featuring footwear,” (i.e., digital sneaker NFTs)（ダウンロード可能な仮想商品、すなわち履物の特徴をなすコンピュータプログラム（すなわちデジタルスニーカーNFT））」である⁽⁷⁾。（Nike v. StockX事件は、ニューヨーク州連邦地方裁判所の事件であった。この事件の訴状によれば、被疑侵害者は、スニーカー等のオンライン二次流通プラットフォームを運営するStockXである。被疑侵害者は自身によって作られたバーチャル製品である「Vault NFT」で、ナイキのオーソライズ等なくナイキのMarkの業としての使用等を行っていた。これに対し、ナイキが、商標権侵害、商標の希釈化（Dilution）等を主張した⁽⁸⁾。これに対し、被疑侵害者は、2022年6月6日付の修正された訴状への答弁書において、「Vault NFT」は、virtual products（仮想製品）ではなく、被疑侵害者によって本物であることが認証されたフィジカルな商品に紐づけられている等の反論を行っている⁽⁹⁾。）この例は、ダウンロード可能な仮想商品＝履物の特徴をなすコンピュータプログラム＝デジタルスニーカーNFTとしているように思われるので、関係する資産＝NFTとしているように思われる。

韓国の例は、NFT関連商品名の例示及び出願事例としての「第9類 ブロックチェーン基盤代替不可能なトークン（NFT）」である⁽¹⁰⁾。これは、NFTそのものを認容する例のように思われる。

認容を肯定する見解の根拠としては、NFTが交換価値を備えた独立した商取引の目的物であることを根拠とするように思われるものがある⁽¹¹⁾。

2. 4 検討

まず、認容を肯定する見解をとると思われる英国の例について検討すると、この例は、ダウンロード可能なソフトウェア＝NFTとしているように思われるが、これは、2.2.で述べた米国における有力な辞書と思われるMerriam-Webster DictionaryのNFTは証明書との定義と矛盾すると思われる。また、「NFTによって認証されたダウンロード可能なソフトウェア」として出願することが可能と思われる。

認容を肯定する見解をとると思われる米国の例について検討すると、この例は、関係する資産＝NFTとしているように思われるが、これも、2.2.で述べた米国における有力な辞書と思われるMerriam-Webster DictionaryのNFTは証明書との定義と矛盾すると思われる。また、「NFTによって認証されたダウンロード可能な仮想商品」として出願することが可能と思われる。

認容を肯定する見解をとると思われる韓国の例について検討する。当該韓国の例は、NFTそのものを認容する例のようにも思われる。一方で、当該韓国の例は、2.2.で述べたCambridge Dictionaryの定義“特定のデジタルアート、音楽、ビデオ等とリンクするデータの唯一の単位”と矛盾するように思われる。また、2.2.で述べ第三の理由である「NFTの関係資産の指摘がなければ、あいまい」との批判があてはまる例のように思われる。

認容を肯定する見解の根拠と思われる「NFTが交換価値を備えた独立した商取引の目的物」について検討すると、これは、Cambridge Dictionaryの定義“特定のデジタルアート、音楽、ビデオ等とリンクするデータの唯一の単位”と矛盾するように思われる。

2. 5 リサーチクエスチョン (1) のまとめ

Merriam-Webster Dictionaryの定義及びCambridge Dictionaryの定義を前提に考えると、認容を否定する見解の方がより説得的のように思われる。また、認容を肯定する見解に立つと思われる英国と米国の例については、NFTによって認証された商品としての出願が可能のように思われるし、韓国の例については、関係資産の指摘な

しでは不明確との批判があり得るように思われる。

3. リサーチクエスト (2) NFTはデジタル資産等の所有権を認証するか

3. 1 リサーチクエスト (2) の研究の意義

リサーチクエストとしては、第二に、NFTがデジタル資産等の所有権を認証するかが候補となり得る。NFTがデジタル資産等の真正性を認証する機能については筆者が知る限り、否定するものが見当たらないのに対し、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能については見解が分かれるように思われるので、考察に意義がある可能性があるように思われる。

3. 2 NFTはデジタル資産等の所有権を認証するとする見解の例

NFTはデジタル資産等の所有権を認証するとする見解の例としては、2.2でのべた Merriam-Webster Dictionaryの「NFTを複製、代替、分割できない固有のデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、(特定のデジタル資産やそれに関連する特定の権利の場合のように) 真正性と所有権を証明するために使われる」とする定義、UKIPOの実務変更通知の「NFTは、バーチャル又はフィジカルな資産の所有権の唯一かつ変更できないデジタルな真正性の証明書としての役割を果たしている」との記述に加え、European Parliament(欧州議会)のStudyの「いわゆるメタバースにおいて、NFTはデジタル商品の販売と所有権の追跡と有効性の確認のために使われるのに加え、フィジカルな資産の真正性の証明のために使われるとしている(In the so called metaverse, NFTs will be used to track and validate the sale and ownership of digital goods. In addition, NFTs can also be used to verify the authenticity of physical assets.)」との記述がある⁽¹²⁾。しかし、いずれも理由については述べられていないようである。

3. 3 NFTはデジタル資産等の所有権を認証しないとする見解の例と根拠

NFTはデジタル資産等の所有権を認証しないとする見解の例としては、「NFTにおけるブロックチェーンは、誰がNFTを所有しているかについての記録を提供するものであって、誰がunderlying assetを所有しているかについての記録を提供するものではない(in the case of NFTs, all it provides is a record of who owns the NFT, not of who owns any reference asset)。」⁽¹³⁾とする米国の先行研究がある。なお、当該米国の先行研究のような見解がアメリカにおける法律家の間の多数説であろう、との指摘がある。すなわち「AさんがBさんにトークンを渡したらリンク先の資産が移転するのというのも不正確、というのがおそらくアメリカにおける法律家の間の多数説⁽¹⁴⁾」との指摘がある。

前段で述べた米国の先行研究は、NFTはデジタル資産等の所有権を認証しないとする見解の根拠として、たとえば、「法はNFTに真正なトークンとしての法的効果を与えていない(The law does not give legal effect to the NFT as a true token⁽¹⁵⁾.)」ことを挙げている。

3. 4 検討

NFTはデジタル資産等の所有権を認証しないとする見解において述べられている「法はNFTに真正なトークンとしての法的効果を与えていない。」は、NFTに真正なトークンとしての法的効果を与えるためには、換言すれば、NFTにデジタル資産等の所有権移転に関する効力発生要件としての機能を認めるためには、法の明文が必要であるところ、そのような法の明文はないから、法は当該法的効果を与えるものとはいえないとも解釈できる。このような解釈をとれば、NFTにデジタル資産等の所有権認証機能を認めるか否かは各国の立法政策にゆだねられることになるように思われる。したがって、このような解釈は一つの整理として傾聴に値すると思われる。

反面、米国の有力な辞書である Merriam-Webster DictionaryがNFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定していることは、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定する見解の有力な根拠となり得ると思われる。

また、例えば、3.3で言及した米国の先行研究は、「NFTはunderlying assetにリンクを提供するものではない。

したがって、いかなる資産の移転も円滑化されるものではない (do not provide any link to an underlying asset, and therefore do not facilitate the transfer of any asset.)。』としていることもあり、リンクを否定することは、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を否定することと同じ意味のように思われ、2.2.で述べたように、リンク肯定がNFTの商品としての認容を否定する見解の根拠であることを踏まえれば、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定する見解がNFTを認容する見解と親和的であり、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を否定する見解がNFTの認容を否定する見解と親和的であるといつてよいと思われるが、2.5.で述べたように、認容を否定する見解の方がより説得的であるので、認容を否定する見解と親和的と思われるNFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定する見解の方がより説得的と思われる。

さらに、リンクを否定することは、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を否定することと同じ意味であれば、リンクを肯定することは、NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定することと同じ意味となるので、Cambridge DictionaryもNFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定していることになるように思われる。

3. 5 リサーチクエスト (2) のまとめ

NFTのデジタル資産等の所有権認証機能を肯定する見解の方が、① Merriam-Webster Dictionaryの定義との整合性、② Cambridge Dictionaryとの親和性、③より説得的と思われるNFTの認容を否定する見解との親和性からより説得的と思われるが、否定する見解と親和的と思われる「NFTに真正なトークンとしての法的効果を与えるためには、法の明文が必要である」との主張は傾聴に値すると思われる。

4. リサーチクエスト (3) NFTと画像ファイル等を区別し得るか

4. 1 リサーチクエスト (3) の研究の意義

リサーチクエストとしては、第三に、NFTと画像ファイル等を区別し得るかが候補となり得る。政策実務等の多数 (ニース国際分類、EUIPO、UKIPO、USPTO、JPO) がNFTと画像ファイル等を区別する見解と思えるのに対し、著名な事件と思われる *Hermes v. Rothschild* 事件におけるニューヨーク州連邦地方裁判所等のNFTの扱いが、NFTと画像ファイル等を区別しない見解のように思われるので、この問題を考察することに意義がある可能性があるように思われる。

4. 2 NFTと画像ファイル等を区別する例

NFTと画像ファイル等を区別する例としては、例えば、EUIPOの「NFTは、当該デジタルアイテムとは区別される (distinct from those digital items.)⁽¹⁶⁾。」としている例がある。しかし、他の例も含めていずれも理由については述べられていないようである。

4. 3 *Hermes v. Rothschild* 事件におけるNFTの扱い

(1) *Hermes v. Rothschild* 事件の概要

当初は、ニューヨーク州連邦地方裁判所の事件で、被疑侵害者である Mason Rothschild というアーティストが商標権者の高級ハンドバッグ「バーキン」の模造毛皮で覆われた (faux-fur-covered) バージョンの digital image (デジタル画像) を作り、「METABIRKINS (メタバーキン)」と名づけ、いわゆる NFT を使用して販売したのに対し、商標権者であるエルメスが、商標権侵害、商標の希釈化 (Dilution) 等を主張し⁽¹⁷⁾、2023年2月に被告が商標権侵害、商標権希釈化、ドメイン名先占 (インターネットのドメイン名、特に会社の商標と関連しそうな名を確保し、後にそれをその会社に売ったり使用料を取ったりして利益を得ようとする行為⁽¹⁸⁾) (cybersquatting) 責任を負い、表現の自由等を規定した合衆国憲法第1修正 (First Amendment) の保護は阻却事由とならないとの陪審審理 (Jury Trial) の評決が下された⁽¹⁹⁾。

2023年12月21日現在、Court of Appeals for the Second Circuit (連邦第2巡回区控訴裁判所) において審理が行われているようである⁽²⁰⁾。

(2) Hermes v. Rothschild 事件のニューヨーク州連邦地方裁判所における原告の NFT の扱いと根拠

原告は以下（「」で囲った部分）の主張を行っている。「争われていない証拠の示唆するところによれば、消費者は、実のところ、NFT とともにデジタル画像の排他的な所有権を購入したと理解していた⁽²¹⁾。「METABIRKINS（メタバーキン）」は NFT と NFT に結び付けられてデジタル画像の双方に言及するものと理解されるべきである⁽²²⁾。関係する消費者は、NFT と NFT に結び付けられた「METABIRKINS（メタバーキン）」のデジタル画像を区別しない⁽²³⁾。」これらの主張から、原告の見解は、消費者の理解を根拠に NFT とデジタル資産等を区別しない見解のように思われる。

(3) Hermes v. Rothschild 事件のニューヨーク州連邦地方裁判所における被告の NFT の扱いと根拠

被告は以下（「」で囲った部分）の主張を行っている。「NFT は、デジタル資産を指摘するコードにすぎない。NFT は、デジタル資産ではない⁽²⁴⁾。」これらの主張から、被告の見解は、NFT とデジタル資産等を区別する見解のように思われる。

(4) Hermes v. Rothschild 事件のニューヨーク州連邦地方裁判所における裁判所の NFT の扱い

裁判所は「被告は NFT を「METABIRKINS（メタバーキン）」のタイトルで販売し、これらの NFT は毛皮で覆われた（fur-covered）原告の高級ハンドバッグ「バーキン」の digital image（デジタル画像）と関連していることについては、原告と被告の間で争われていない⁽²⁵⁾。これらの NFT と NFT に関連する画像を合わせて「MetaBirkins NFTs」（メタバーキン NFT）と呼ぶ⁽²⁶⁾。陪審が混同のおそれを判断する際には、消費者による「MetaBirkins NFT」（メタバーキン NFT）と「バーキン」の mark（標章）の現実の関連づけも考慮されるべきである⁽²⁷⁾。」としている。米国の民事訴訟法においても、我が国と同様、主張と証拠の提出を原則としてもっぱら当事者にゆだねる弁論主義がとられている⁽²⁸⁾。したがって、当事者の中で争われていない事実については、裁判所はそのまま認定し、自身では、判断しないと考えるべきである。しかし、本件において、当事者の中で争われていない事実とは、NFT とデジタル画像との関連性であって、NFT と関連する画像を合わせてメタバーキン NFT と呼ぶことを含まないように思われる。また、(2) (3) で述べたように、NFT とデジタル資産等の区別の有無について、原告と被告は見解を異にするように思われる。したがって、裁判所は、NFT とデジタル資産等を区別しない見解とする方がより説得的のように思われる。

4. 4 認容を肯定する見解をとると思われる例として紹介した例のうち英国と米国の例における NFT の扱い

英国の例は、第 9 類 “downloadable software, namely non-fungible tokens used with blockchain technology”（ダウンロード可能なソフトウェア、すなわちブロックチェーン技術で使用される非代替性トークン）」であるが⁽²⁹⁾、この例は、ダウンロード可能なソフトウェア = NFT としているように思われるので、NFT と画像ファイル等を区別しない例のように思われる。

米国の例は、Nike v. StockX 事件における原告の商標出願情報 “[d] ownloadable virtual goods, namely computer programs featuring footwear,” (i.e., digital sneaker NFTs)（ダウンロード可能な仮想商品、すなわち履物の特徴をなすコンピュータプログラム（すなわちデジタルスニーカー NFT））」であるが⁽³⁰⁾、この例は、ダウンロード可能な仮想商品 = 履物の特徴をなすコンピュータプログラム = デジタルスニーカー NFT としているように思われるので、関係する資産 = NFT としているように思われるため、NFT と画像ファイル等を区別しない例のように思われる。

4. 5 検討

Hermes v. Rothschild 事件にその可能性があるように、消費者が NFT とデジタル資産等を区別しないこともやむを得ない場合もある可能性があり、消費者の理解を尊重することは重要と思われる。

しかし、Cambridge Dictionary の定義 “特定のデジタルアート、音楽、ビデオ等とリンクするデータの唯一の

単位（そのタイプとして存在する唯一のもの）であって、売買可能なもの（a unique unit of data（the only one existing of its type） that links to a particular piece of digital art, music, video etc. and that can be bought and sold）”は、特定のデジタルアート、音楽、ビデオ等すなわちデジタル資産等とデータの唯一の単位すなわち NFT を区別しているように思える。

また、Merriam-Webster Dictionary の「複製、代替、分割できない固有のデジタル識別子で、ブロックチェーンに記録され、（特定のデジタル資産やそれに関連する特定の権利の場合のように）真正性と所有権を証明するために使われる（digital identifier that cannot be copied, substituted, or subdivided, that is recorded in a blockchain, and that is used to certify authenticity and ownership（as of a specific digital asset and specific rights relating to it）」とする定義も、NFT = 証明書として、デジタル資産等と区別しているように思える。

さらに、4.4 で挙げた英国及び米国の例がそうであるように、NFT とデジタル資産等を区別しない見解は、NFT 自体を商品として認容する見解と結びつきやすいと思われるが、2.4. で述べたように、認容を肯定する見解には、種々の問題がある。換言すれば、NFT とデジタル資産等を区別する見解は、より説得的と思われる NFT 自体を商品として認容しない見解と結びつきやすいと思われる。

以上から、NFT とデジタル資産等を区別する見解の方がより説得的と思われるが、消費者の理解を尊重することは重要と思われるので、消費者に Cambridge Dictionary 及び Merriam-Webster Dictionary の定義、ひいてはそれと整合的と思われる政策実務についての理解を普及することが重要と思われる。

4. 6 リサーチクエスチョン (3) のまとめ

NFT とデジタル資産等を区別する見解の方が、①「Cambridge Dictionary 及び Merriam-Webster Dictionary との整合性」、②「より説得的と思われる NFT の認容を否定する見解との親和性」からより説得的と思われる。しかしながら、区別を否定する見解の消費者の理解を尊重する点は傾聴に値すると考えられる。このため、消費者に Cambridge Dictionary 及び Merriam-Webster Dictionary の定義、ひいてはそれと整合的と思われる政策実務についての理解を普及することが重要と思われる。

5. 全体のまとめ

NFT を商品として認容しない見解、NFT の所有権認証機能を肯定する見解、NFT とデジタル資産等を区別する見解が、Cambridge Dictionary 及び Merriam-Webster Dictionary との整合性等の理由でより説得的と思われる。換言すれば、NFT を商品として認容する見解、NFT の所有権認証機能を否定する見解、NFT とデジタル資産等を区別しない見解は、Cambridge Dictionary 及び Merriam-Webster Dictionary との矛盾等の理由で必ずしも説得的でないと思われる。

また、NFT を商品として認容しない見解は、NFT の所有権認証機能を肯定する見解及び NFT とデジタル資産等を区別する見解と親和的である。換言すれば、NFT を商品として認容する見解は、NFT の所有権認証機能を否定する見解及び NFT とデジタル資産等を区別しない見解と親和的である。

6. おわりに

本稿では、NFT と商標法を巡る法的問題について、リサーチクエスチョンズの候補をその研究価値の可能性とともに示した上で、国際動向を踏まえ、検討を行った。本稿は、この問題に興味を有する方々に何らかの参考になれば、幸いである。

(注)

(1) 特許庁審査業務部商標課「仮想空間及び非代替性トークン（NFT）に関する指定商品・指定役務のガイドライン」（2024年3月）参照；経済産業省「デジタル時代の規制・制度のあり方について」第4回 産業構造審議会 経済産業政策新機軸部会 事務局説明資料（2022年2月）p.12も参照。

- (2) 日本語訳は、特許庁「英国知的財産庁（UKIPO）と審査官協議を実施しました。」（2022年12月16日）によった。
- (3) 特許庁「商品・役務を指定する際の御注意」（2023年3月）
https://www.jpo.go.jp/system/trademark/shutugan/ryui/shitei_chui.htm（2023年5月22日最終閲覧）参照。
- (4) See USPTO, *handout of useful terms and concepts, Registering trademarks for newer technologies: NFTs, blockchain, cryptocurrency, and virtual goods*, (Last visited Dec. 5, 2023), available at <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/TM-Newer-Technologies-handout.pdf>.
- (5) See UK IPO (United Kingdom Intellectual Property Office), *Statutory guidance PAN 2/23: The classification of non-fungible tokens (NFTs), virtual goods, and services provided in the metaverse*, 3 April 2023 (Last visited Nov.30, 2023), available at <https://www.gov.uk/government/publications/practice-amendmentnotice-223/pan-223-the-classification-of-non-fungible-tokens-nfts-virtual-goods-and-services-provided-in-the-metaverse>（「実務変更通知」という日本語訳は、末宗達行「企画セッション 仮想オブジェクトに対する知的財産保護の国際較検討」日本知財学会第21回年次学術研究発表会予稿集（2023年）によった。）
- (6) See Jennifer Heath, *Virtual Goods and NFTs*, D Young & Co Trade Mark Newsletter, No. 124 (September 2022) at 8, 原智典「ニュース分類：仮想商品とNFT」（2022年10月17日）https://www.fukamipat.gr.jp/region_ip/8862/ も参照。
- (7) See Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, para. 42.
- (8) See Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, paras. 3,57,125.
- (9) See Answer to Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, p.5.
- (10) 金元＝柳昌吾「韓国におけるメタバースと商標」（2022年12月5日、日本知財学会 制度・判例分科会研究会における報告）43-44頁参照。
- (11) 金＝柳・前掲・注11・62頁参照。
- (12) See European Parliament, *Intellectual Property Rights and Distributed Ledger Technology with a focus on art NFTs and tokenized physical artworks*, p.45, (Oct. 2022).
- (13) See Juliet M. Moringiello and Christopher K. Odinet, *The Property Law of Tokens*, 74 FLORIDA. L.REV. 670 (74巻のp.670の意味) (2022).
- (14) 神田秀樹「連載「新技術と法の未来」第4回「企業とデジタル金融」における発言」ジュリスト1572号（2022年）60頁参照。
- (15) See Moringiello and Odinet, *supra* note 14, at 658.
- (16) See EUIPO, *Virtual goods, non-fungible tokens and the metaverse, practice_chips* (Jun. 23, 2022) available at https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/web/guest/search-result/-/asset_publisher/uIIgPHCvzv7c/content/pt-virtual-goods-non-fungibletokens-and-the-metaverse.（日本語訳は、関真也「メタバース・ビジネスと知的財産」知財管理誌73巻2号159頁（2023年）によった。）
- (17) See United States District Court, *Memorandum Order* (Decided May 18, 2022), *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.1-2.
- (18) 小山貞夫編著『研究社 英米法律語辞典 電子辞典』によった。
- (19) See United States District Court, *Verdict*, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*; see also *Final Judgment*, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*.
- (20) See United States Court of Appeals for the Second Circuit, *Order* (Docket No. 23-1081), *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*.
- (21) See *Opinion and Order* filed 2 February 2023, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, at 14.
- (22) *Id.* at 15.
- (23) *Id.*
- (24) See *Memorandum of Law in support of Defendant Mason Rothschild's Motion to Dismiss the Amended Complaint*, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, p.26.
- (25) See *The Court's Instructions of Law to the Jury*, *Hermès International and Hermès of Paris Inc. v. Mason Rothschild*, at 14.
- (26) *Id.*
- (27) *Id.*, at 19.
- (28) 浅香吉幹『アメリカ民事訴訟法〔第3版〕』（弘文堂、2016年）6頁参照
- (29) See Heath, *supra* note 5, 原・前掲・注6も参照。
- (30) Amended Complaint, *Nike Inc. v. StockX LLC*, para. 42.

(原稿受領 2024.1.17)